

# 川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市が発注する土木工事において、「週休2日制モデル工事(以下、モデル工事と呼ぶ。)」を試行するために必要となる事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

## 1 共通

### (1) モデル工事

「週休2日制モデル工事(現場閉所型)(以下、モデル工事(現場閉所型)と呼ぶ。)」及び「週休2日制モデル工事(交替制)(以下、モデル工事(交替制)と呼ぶ。)」の総称をいう。

## 2 モデル工事(現場閉所型)

### (1) モデル工事(現場閉所型)

対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式をいう。

### (2) 週休2日

#### ①完全週休2日(土日)

対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

#### ②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休(現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。))が、28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。

#### ③通期の週休2日

対象期間において、4週8休(現場閉所率が、28.5%(8日/28日))以上を達成したと認められる状態をいう。

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検など現場管理上必要な作業を行う場合を除き、対象期間中に現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### (4) 現場閉所日

現場閉所とする日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(5) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

(6) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(8) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

3 モデル工事（交替制）

(1) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

(2) 週休2日

①完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上を達成したと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、対象者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

(4) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(5) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については、現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

(6) 休日率

休日率＝対象者の休日数の割合の合計÷対象者数

（現場閉所日及び休日等の留意点）

第3条 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所又は休日は、現場閉所の日又は休日を含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。また、地元対応等をやむを得ず、予定していた現場閉所の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。なお、月を跨いだ前後7日以内の振替日を設定した場合、月単位の週休2日における現場閉所率や休日率を算出する際には特に考慮するものとする。

<特に考慮する例>

令和6年8月31日（土曜日）は現場閉所の予定であったが、地元対応等をやむを得ず作業が生じ、令和6年9月2日（月曜日）を振替の日として設定した。

上記に伴い、8月単位での週休2日が満たされない場合は、やむを得ない事由や作業日の前後7日以内に振替の日を設定していることに考慮し、8月単位での週休2日は満たされているものとみなす。なお、この場合における9月2日（月曜日）は、9月単位での週休2日において、作業日とみなす。

2 現場閉所率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日・日曜日の閉所又は休日の確保では4週8休（28.5%）に満たない月において、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所又は休日の確保を行っている場合は、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、通期の週休2日においても同様の取扱いとする。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

（対象期間外とする期間）

第4条 年末年始休暇6日間（原則として、12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（原則として、8月13日～15日）、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（対象とする工事）

第5条 モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・対象期間が1週間未満の工事

（発注方式）

第6条 モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

<現場閉所が困難な工事の例>

- ・交通規制・出水期・完成時期等の制約のある工事
  - ・連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン工事等）
- 2 モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。
- 3 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙2の特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

（工期の設定）

第7条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上限として上乗せすることができるものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、以下に示すような受注者の責によらない場合は、受発注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。
- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
  - ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
  - ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
  - ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
  - ・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

（経費の補正）

第8条 モデル工事（現場閉所型）の当初の設計金額においては、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たな

い場合は、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の補正係数については、その定めによるものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の变形労働時間制(※1)を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※1 年単位の变形労働時間制とは(労働基準法第32条の4)・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

「モデル工事(現場閉所型)」の補正係数

経費	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

※2 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

2 モデル工事(交替制)の当初の設計金額においては、完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の補正係数については、その定めによるものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の变形労働時間制(※1)を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

「モデル工事(交替制)」の補正係数

経費	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

※3 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(週休2日の確認方法)

第9条 週休2日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

2 現場着手前に、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。

(2) 監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていることを確認する。

3 現場施工着手後は、以下のとおり対応するものとする。

(1) 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所又は休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所又は休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。

(2) 監督員は、受注者が作成する現場閉所又は休日の実績が記載された工程表等により、定期的(4週間ごとを基本とする)に対象期間内の現場閉所の日数又は休日の日数を確認する。

(3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(4) 発注者は、現場閉所の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。

(5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日の実施状況が確認できる資料(作業日報、出勤簿等)を発注者に提示し、達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、週休2日の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所の日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(その他)

第10条 各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

本要領は、令和4年10月13日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

附則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、令和6年9月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

附則

本要領は、令和7年10月1日から施行する。

ただし、令和7年9月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

## 入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
------	---

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

## 指名通知書

週休2日制モデル工事 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
---

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

【注意】『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の場合は以下のとおり

## 入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。  ただし、各経費の補正係数については『令和〇年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。
------	---

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

## 指名通知書

週休2日工事 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。  ただし、各経費の補正係数については『令和〇年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。
---

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書

1 週休2日制モデル工事

(1) 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

**【注意】『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の場合は以下のとおり**

川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書

1 週休2日工事

本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。

ただし、各経費の補正係数については『令和〇年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する